

24 議決権行使の代理人資格の制限 ランク：A

1、Xとしては、株主ではないBが株主Aの議決権を代理行使したことが本件定款規定に違反するとして、「決議の方法」が「定款に違反」(831条1項1号)する取消事由があると主張する。かかる請求は認められるか。

2、まず、株主の議決権行使の代理人の資格を株主に限る旨の定款の規定の効力は有効か。株式会社が定款で、代理権行使ができる者を株主に限るということは、定款が株式会社の自治の表れであることからすれば、合理的な目的の下で相当程度の制限は許される。

本件定款規定では、代理権行使ができる者を他の株主に限定しているが、これは総会かく乱等を防止するための目的であるといえるため、合理的な目的の下での相当程度の制限であり、定款自体は有効である。

もっとも、定款が有効であったとしても、①株主総会かく乱のおそれがない者が代理人として出席しようとした場合において、②その者の出席を認めなければ株主の代理権行使の機会が著しく害される場合にまで、定款を適用することは310条1項の、代理権行使の機会の確保という趣旨に反するため、違法となる。

3、本件では、Bは株主であるAの娘であり、社会勉強のために本件総会に出向いているのであるから、Bによる株主総会かく乱のおそれはない(①充足)。

もっとも、A自身が議決権行使ができない等の事情もなく、議決権の代理行使を認めなくとも、Aの議決権行使の機会が著しく害される場合にはあたらない(②不充足)。

3、したがって、本件定款規定をBに適用したとしても適法であるため、本件総会にてBによる議決権行使を認めたのは、本件定款に違反するものであり、上記取消事由が認められる。

4、しかし、Bはあくまでも社会勉強目的で本件総会に出席し、議決権を代理行使している。また、Bが行使した議決権は1株分であり、本件決議はすべて圧倒的多数による賛成票により成立している。そのため、Bによる議決権の代理行使を認めたことは他の株主へ不利益をもたらすものではないため、「違反する事実が重大ではなく」、かつ1個の議決権行使により結論に影響は生じないため、「決議に影響を及ぼさないものである」(831条2項)といえ、裁量棄却される可能性がある。

以上

株主総会決議取消しの訴え

831 条 1 項：「次の各号に掲げる場合には、株主等（当該各号の株主総会等が創立総会又は種類創立総会である場合にあっては、株主等、設立時株主、設立時取締役又は設立時監査役）は、株主総会等の決議の日から三箇月以内に、訴えをもって当該決議の取消しを請求することができる。当該決議の取消しにより株主（当該決議が創立総会の決議である場合にあっては、設立時株主）又は取締役（監査等委員会設置会社において同様に、監査等委員である取締役又はそれ以外の取締役。以下この項において同じ。）、監査役若しくは清算人（当該決議が株主総会又は種類株主総会の決議である場合にあっては第三百四十六条第一項（第四百七十九条第四項において準用する場合を含む。）の規定により取締役、監査役又は清算人としての権利義務を有する者を含み、当該決議が創立総会又は種類創立総会の決議である場合にあっては設立時取締役（設立しようとする株式会社が監査等委員会設置会社である場合にあっては、設立時監査等委員である設立時取締役又はそれ以外の設立時取締役）又は設立時監査役を含む。）となる者も、同様とする。

- 一 株主総会等の招集の手續又は決議の方法が法令若しくは定款に違反し、又は著しく不公正なとき。
- 二 株主総会等の決議の内容が定款に違反するとき。
- 三 株主総会等の決議について特別の利害関係を有する者が議決権を行使したことによって、著しく不当な決議がされたとき。」

議決権の代理行使

310 条 1 項：「株主は、代理人によってその議決権を行使することができる。この場合においては、当該株主又は代理人は、代理権を証明する書面を株式会社に提出しなければならない。」

定款により代理人の議決権行使を制限することは 310 条 1 項に反するのではない（831 条 1 項 1 号違反）。

⇒判例は、合理的な理由による想定程度の制限であれば認められるとしている（最判昭 40・11・1）。同判例では、株主以外のものによって総会が混乱することの防止が合理的な理由、議決権行使の代理人資格を株主に限定していることが相当程度の制限であるとして有効としている。

定款自体は 310 条 1 項に違反しないとして、定款の制限が及ぶのか。

⇒株主が法人であって当該法人の職員や従業員（以下「職員等」という。）が議決権を行使した事案では、①職員等は上司の命令に服し、議決権の代理行使の際には法人である株主の代表者の意図に反した行動をすることができないため、総会が混乱するおそれがないこと、②職員等に議決権の代理行使を認めないと意見を株主総会に反映させることが困難であり、事実上議決権行使の機会を奪うに等しいことを理由に、定款の制限は及ばないとした（最判昭 51・12・24）。

裁判所の裁量棄却

831 条 2 項：「前項の訴えの提起があった場合において、株主総会等の招集の手續又は決議の方法が法令又は定款に違反するときであっても、裁判所は、その違反する事実が重大でなく、かつ、決議に影響を及ぼさないものであると認めるときは、同項の規定による請求を棄却することができる。」

POINT

定款により議決権代理行使の資格を株主に制限する旨の規制については、そもそも定款が有効か否か、定款が有効だとして、今回の事例で定款を適用したことは適法か否かの 2 段階で考える。特に、2 段階目では、代理人による議決権行使を認めなかった場合に、当該株主の議決権行使の機会が確保できるのかを具体的な事例を使って論述していくことが重要である。

25 取締役等の説明義務 ランク：A

1、Xの質問に対するDの回答が、取締役等の説明義務を定めた314条に反して、「決議の方法」の「法令…違反」(831条1項1号)として、本件決議の取消しの訴えは認められるか。

2、まず、Xは「株主総会」において、各取締役の退職慰労金額という「特定の事項」について「説明を求」めているため、Xの質問事項について「必要な説明」をする義務がDに発生したと主張する(314条)。

これに対し、Y社としては、Xの質問事項が各取締役の退職慰労金額を明らかにすることを求めるものであり、これは各取締役のプライバシー権を侵害するものであり、「その他の者の権利を侵害することとなる場合」(施行規則71条2号)にあたるため、314条に定める「正当な理由」があり、説明義務を負わないと反論することが考えられる。

確かに、退職慰労金額を明らかにする場合には当該取締役のプライバシー権侵害のおそれがあることは否定できないが、会社法は、361条において取締役の報酬については株主総会によって定めることを前提にしている。そのため、株主に対して取締役が受け取る退職慰労金の額を公表することは法が許容している趣旨であり、かつ額そのものを明かさなくとも、額を一義的に算出できる基準等を説明する手段も考え得るのである。

したがって、Xの質問について、説明義務を負わない「正当な理由」は認められない。

3、次に、Dが説明義務を負うとして、いかなる程度の説明であれば「必要な説明」をしたといえるか。

(1) 314条の趣旨は、株主の議決権行使を実効的なものにする点にある。そうだとすれば、「必要な説明」とは、平均的株主を基準として、議題について合理的に判断するために客観的に必要な範囲の説明のことを指す。

(2) 本問では、Dは退職慰労金額についてその内容を一切説明することなく、「時間でございます、私は適法と考えております。」のみの発言にとどまっている。361条の趣旨であるお手盛り防止、という観点からも、具体的な退職基準額を株主総会で定めない場合でも、取締役会に退職慰労金額を一任するには、少なくとも一義的に支給額を算出できる基準を株主に対して説明することで、各取締役へ支払われる退職慰労金額が適正か否かを株主総会で定めるべきである。

それにもかかわらず、上記Dの説明では、平均的株主は本件の議題である、取締役会への退職慰労金額等の決定の一任の可否について合理的に判断することはできない。

(3) したがって、Dの説明は314条に反しており、決議方法の法令違反がある。

4、そして、説明義務の履行は、株主の最重要権利の一つである議決権行使の前提となるものであるから、違反事実は重大である。したがって、「違反する事実が重大でない」とはいえない。よって、裁量棄却(831条2項)される余地もなく、Xの請求は認められる。

以上

取締役等の説明義務

314 条：「取締役、会計参与、監査役及び執行役は、株主総会において、株主から特定の事項について説明を求められた場合には、当該事項について必要な説明をしなければならない。ただし、当該事項が株主総会の目的である事項に関しないものである場合、その説明をすることにより株主の共同の利益を著しく害する場合その他正当な理由がある場合として法務省令で定める場合は、この限りでない。」

314 条ただし書の「正当な理由がある場合として法務省令で定める場合」

会社法施行規則（取締役等の説明義務）

71 条：「法第三百十四条に規定する法務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 株主が説明を求めた事項について説明をするために調査をすることが必要である場合（次に掲げる場合を除く。）
 - イ 当該株主が株主総会の日より相当の期間前に当該事項を株式会社に対して通知した場合
 - ロ 当該事項について説明をするために必要な調査が著しく容易である場合
- 二 株主が説明を求めた事項について説明をすることにより株式会社その他の者（当該株主を除く。）の権利を侵害することとなる場合
- 三 株主が当該株主総会において実質的に同一の事項について繰り返して説明を求める場合
- 四 前三号に掲げる場合のほか、株主が説明を求めた事項について説明をしないことにつき正当な理由がある場合」

【必要な説明】

説明義務があるとして、必要な説明とはどの程度のものか。これを一義的に定義することは困難であるが、裁判例では、株主が議題を合理的に判断するのに客観的に必要な範囲での説明としている（東京高判昭 61・2・19）。そして、ここでいう株主とは、平均的な株主であるとしている裁判例もある（東京地判平 16・5・13）。

論証例

314 条の趣旨は、株主の議決権行使を実効的なものにする点にある。そうだとすれば、「必要な説明」とは、平均的株主を基準として、議題について合理的に判断するために客観的に必要な範囲の説明のことを指す。

26 株主提案権 ランク：B

1、Xは、Y社が本件定款変更提案を、本件総会に上程しなかったことは、株主の議案提案権(303条2項)に違反し、本件総会は、招集手続の法令違反(831条1項1号)があるとして、本件総会決議取消の訴えを提起する。

2、まず、本件総会では本件取締役会提出議案の可決決議と、本件役員選任提案の否決決議が存在する。そこで、後者については、そもそも否決されている決議であり、831条1項柱書にいう、「株主総会等の決議」が存在しないのではないか。

一般に、ある議案を否決する総会決議によって新たな法律関係が生ずることはなく、当該決議を取り消すことによって新たな法律関係が生ずるものでもないため、否決の決議は「株主総会等の決議」(831条)に該当しないと考えるべきである。

そのため、本件役員選任提案の否決決議については、取消の訴えの対象にならない。

3、では、本件取締役会提出議案の可決決議との関係で、まずY社が本件定款変更提案を本件総会に上程しなかったことが違法か否かを検討する。

(1)Y社は大会社であり、取締役会設置会社である(328条1項、327条1項2号)。Xは、Y社設立以降継続して5%を超える株式を保有しており、「議決権の100分の1…以上の議決権…を6ヶ月…前から引き続き有する株主」にあたる(303条2項前段)。そして、Xは、本件定款変更提案を、本件総会の4ヶ月前に提案しているため「株主総会の8週間…前」までの要件も満たす(303条2項後段)。

(2)したがって、Xによる本件定款変更提案は適法に行われているため、これを本件総会に上程しなかったY社の行為は、303条違反であり、招集手続の法令違反がある。

4、しかし、上記違反は、取消対象である本件取締役会提出議案の可決決議に何ら影響が生じないものであるため、当該決議の取消事由とはならないのではないか。

(1)通常、当該瑕疵が存在している議題以外の議題の結果に影響は生じないため、原則として、瑕疵が存在している議題以外の議題との関係では当該瑕疵は取消事由とはならない。もっとも、両議題が密接に関連していて、可決された議題を審議する上で株主提案にかかる議題を審議することが必要かつ有益であり、株主提案にかかる議題を会社側が都合のいいように無視したといえる場合には、例外的に異なる議題の瑕疵も可決決議の取消事由となるといえる。

(2)本件におけるX提案の議題は、弁護士との顧問契約締結の承認及び弁護士に対する報酬の決議であった。これに対し、可決された本件取締役会提出議案は、役員の選任に関するものであり、両者は何らの関係性も有しておらず、前者の決議や審議の結果が可決決議である役員の選任の件に影響を生じさせるものではない。

(3)したがって、本件定款変更提案の瑕疵は、取消対象である本件取締役会提出議案の可決決議に何ら影響が生じないものであり、Xの訴えは認められない。

以上

26 株主提案権 【解説】

株主提案権の条文については、問題 22 参照。

【取締役会設置会社における株主提案権行使の要件】(303 条 2 項)

①総株主の議決権の 100 分の 1 以上の議決権または 300 個以上の議決権を保有すること

②①を 6 箇月以上前から保有していること

③株主総会の 8 週間以上前に行行使すること

※非公開会社で取締役会設置会社の場合は②の要件は不要 (303 条 3 項)

株主提案の議題を不当に拒絶することが株主総会決議取消しの訴え (831 条) の取消事由になるか

⇒問題の所在は 2 段階に分かれる。

①株主提案の議題を不当に拒絶したことが何に違反し、何の取消事由になるのか

②仮に取消事由があるとしても株主提案の議題は上程されていないのだから、取消しの対象になる「株主総会等の決議」(831 条 1 項柱書) が存在しない。そこで、①の取消事由を同一株主総会の他の決議の取消しの取消事由にできないか。

⇒①株主提案権の要件を充足しているのであれば、会社側は招集通知 (299 条) に議案の要領を含めなければならない (305 条 1 項)。これに反すれば「招集の手続」(831 条 1 項 1 号) に該当する。

⇒②学説では、株主提案の不当拒絶が株主総会の取消事由になるとすると、株主総会を不安定にし会社の利益を損なう危険があるとして、原則として当該提案と関連しない議案の効力には影響は与えないとしている。

裁判例では、原則、取消事由とすることはできないとしつつ、「当該事項が株主総会の目的である事項と密接な関連性があり、株主総会の目的である事項に関し可決された議案を審議する上で株主が請求した事項についても株主総会において検討、考慮することが必要、かつ、有益であったと認められるときであって、関連性のある事項を株主総会の目的として取り上げると現経営陣に不都合なため、会社が現経営陣に都合のよいように議事を進行させることを企図して当該事項を株主総会において取り上げなかったときに当たるなど、特段の事情が存在する場合に限り」取消事由とすることができるとしている (東京高判平 23・9・27)。

否決された決議も株主総会決議取消しの訴えの対象になるか。

⇒会社法は決議から 3 箇月以内の出訴期間制限 (831 条 1 項柱書) や対世効 (838 条) など、当該株主総会の決議により新たな法律関係が生じることを前提としたルールを規定している。ところが、否決された決議はそれにより新たな法律関係を生じさせない。

したがって、否決された決議「株主総会等の決議」には該当せず、株主総会決議取消しの訴えの対象にならないと考えられる。

※「株主総会等の決議」に該当しないという見解のほか、訴えの利益がないという見解もある。